

(別紙)

水質汚濁に係る農薬の登録保留基準として  
環境大臣の定める基準の設定について

報 告

平成16年10月14日

中央環境審議会土壤農薬部会  
農薬専門委員会

次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第4号の環境大臣の定める基準については、水田の水中における150日間における平均濃度が同表の基準値の欄に掲げる濃度を超えてはならないとすることが適当である。

農 薬 の 成 分	基 準 値
5 - アミノ - 1 - ( 2 , 6 - ジクロロ - , , , - トリフルオロ - <i>p</i> - トリル ) - 4 - エチルスルフィニルピラゾール - 3 - カルボニトリル ( 別名エチプロール )	0 . 1 m g / L